

# 島根県林地開発行為審査基準細則

令和2年11月4日付け森第788号

島根県林地開発行為審査基準（平成26年11月19日付け森第1084号。以下「審査基準」という。）における技術基準の運用については、原則としてこの細則に定めるところによる。

## I 機能の高い森林の保全

- 1 審査基準第2の(2)の「水源として依存度の高い森林」は、実態上判断することとなるが、流域的にみて特に高い水源かん養機能の保全及び形成が保安林制度により図られていることにかんがみ、集落の周辺に位置し飲用水の取水が行われている森林、ため池の周辺の森林等局地的な水源かん養機能の高い森林をいう。
- 2 審査基準第2の(5)の森林は、実態上判断することとなるが、地域における優良な森林を確保する趣旨であり、森林の成長量、集団性、生産基盤の整備の状況等から判断するものとする。

## II 開発行為の要件

### 1 一般的事項

- (1) 審査基準第3の1の(1)のイの「相当数の同意」とは、開発行為に係る森林につき開発行為の妨げとなる権利を有するすべての者の3分の2以上の者から同意を得ており、その他の者についても同意を得ることができると認められる場合を指すものとする。
- (2) 審査基準第3の1の(4)の「原状回復等の事後措置」とは、開発行為が行われる以前の原状に回復することに固執することではなく、造林の実施等を含めて従前の効用を回復するための措置をいう。
- (3) 審査基準第3の1の(5)の要件としては、例えば、開発行為により道路が分断される場合には、代替道路の設置計画が明らかであり、開発行為の対象箇所の奥地における森林施業に支障を及ぼすことのないように配置されていること等が該当する。
- (4) 審査基準第3の1の(6)の要件としては、例えば、地域住民の生活への関連のみで開発行為に係る事業の実施に伴い地域住民の生活環境の保全を図る必要がある場合には、申請者が関係地方公共団体等と環境の保全に関する協定を締結していること等が該当する。
- (5) 審査基準第3の1の(7)の「善良に維持管理されることが明らかである」とは、残置し又は造成する森林又は緑地につき申請者が権原を有していることを原則とし、地方公共団体との間で森林又は緑地の維持管理につき協定が締結されていること等をいうが、この場合において、開発行為をしようとする森林の区域内に残置し又は造成した森林については、原則として将来にわたり保全に努めるものとする。

### 2 災害の防止（審査基準第3の2関係）

#### (1) 土砂の移動量

土砂の移動が周辺に及ぼす影響が比較的大きいと認められるものについては、下記のとおりとする。

ア スキー場の滑走コースに係る切土量は、1haあたりおおむね1,000m<sup>3</sup>以下

イ ゴルフ場の造成に係る切土・盛土量はそれぞれ18ホール当たりおおむね200万㎡以下

(2) 工法等

ア 切土は、原則として階段状に行う等法面の安定が確保されるものであること。

イ 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分締め固めが行われるものであること。

ウ 土石の落下による下斜面等の荒廃を防止する必要がある場合には、柵工の実施等の措置が講ぜられること。

エ 大規模な切土又は盛土を行う場合には、融雪、豪雨等により災害が生ずるおそれのないように工事時期、工法等について適切に配慮されていること。

(3) 切土

ア 法面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。

イ 土砂の切土高が10mを超える場合には、原則として高さ5m～10m毎に小段が設置されるほか、必要に応じて排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講ぜられていること。

ウ 切土を行った後の地盤にすべりやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じないように杭打ちその他の措置が講ぜられていること。

(4) 盛土

ア 法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。盛土高が1.5mを超える場合には、勾配が35度以下であること。

イ 盛土高が5mを超える場合には、原則として5m毎に小段が設置されるほか、必要に応じて排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講ぜられていること。

ウ 盛土がすべり、ゆるみ、沈下し又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入れ替え、埋設工の施工、排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。

エ 一層の仕上がり厚は、30センチメートル以下とし、その層ごとに締め固めが行われるとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。

(5) 捨土

ア 捨土は、土捨場を設置し、土砂の流出防止措置を講じて行われるものであること。この場合における土捨場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮の上設定されているものであること。

イ 法面の勾配の設定、小段の設置、排水施設の設置等は、盛土に準じて行われ、土砂の流出のおそれがないものであること。

(6) 法面崩壊の防止

ア 人家、学校、道路等に近接し、かつ、次の(ア)又は(イ)に該当する場合には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置が講ぜられていること。ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、法面の安定を保つために擁壁等の措置が必要でないと認められる場合を除く。

(ア) 切土により生ずる法面の勾配が30度より急で、かつ、高さが2mを超える場合。ただし、硬岩盤である場合又は次のa若しくはbのいずれかに該当する場

合はこの限りではない。

a 土質が表1の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度以下のもの。(図1)

b 土質が表1の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度を超え、同表右欄の角度以下のもので、その高さが5 m以下のもの。(図1)

この場合において、(a)に該当する法面の部分により上下に分離された法面があるときには、(a)に該当する法面の部分は存在せず、その上下の法面は連続しているとみなす。(図2)

表1

土質	擁壁等を要しない勾配の上限	擁壁等を要する勾配の下限
軟岩(風化の著しいものを除く)	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これに類するもの	35度	45度

図1

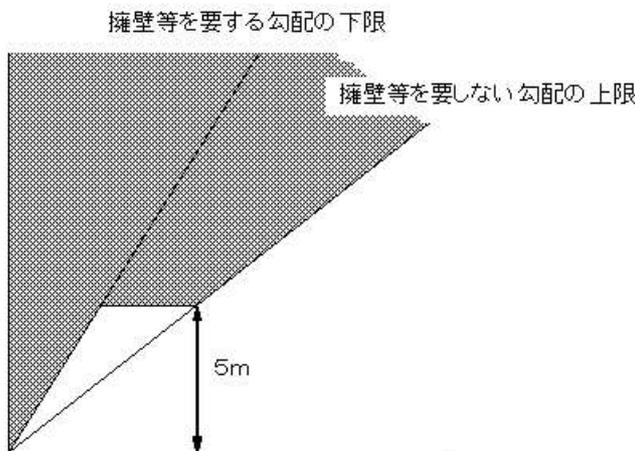
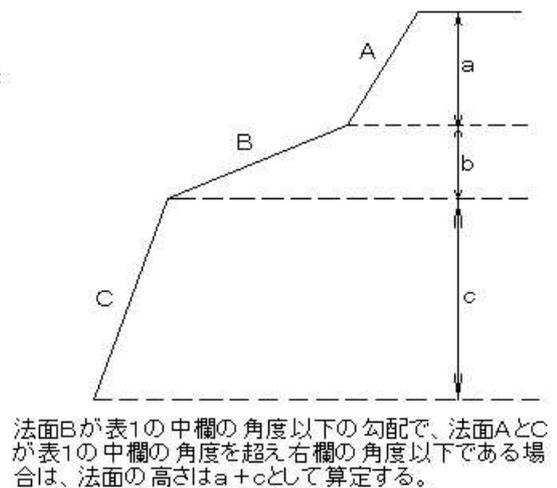


図2



(イ) 盛土により生ずる法面の勾配が30度より急で、かつ、高さが1 mを超える場合。

イ 擁壁の構造

(ア) 土圧、水圧及び自重(以下「土圧等」という。)によって擁壁が破壊されないこと。

(イ) 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。この場合において、安全率は1.5以

- 上であること。
- (ウ) 土圧等によって擁壁が滑動しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。
- (エ) 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。
- (オ) 擁壁には、その裏面の排水を良くするため、適正な水抜穴が設けられていること。
- (7) 法面保護
- ア 植生による保護（実播工、伏工、筋工、植栽工等）を原則とし、植生による保護が適さない場合又は植生による保護だけでは法面の浸食を防止できない場合には人工材料による適切な保護（吹付工、張工、法枠工、柵工、網工等）が行われるものであること。工種は、土質、気象条件等を考慮して決定され、適期に施行されるものであること。
- イ 表面水、湧水、溪流等により法面が浸食され又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置が講ぜられるものであること。
- (8) えん堤等
- ア えん堤等の容量は、次の(イ)及び(イ)により算定された開発行為に係る土地の区域からの流出土砂量を貯砂しうるものであること。
- (イ) 開発行為の施行期間中における流出土砂量は、開発行為に係る土地の区域1ha当たり1年間におおむね200～400m<sup>3</sup>を標準とするが、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定められたものであること。
- なお、開発行為が短期間で終了するような場合の流出土砂量の算定は、最低4ヶ月を限度とする所要月数相当量としても差し支えないものとする。
- (イ) 開発行為の終了後において、地形、地被状態等からみて、地表が安定するまでの期間に相当量の土砂の流出が想定される場合には、別途積算するものであること。
- この場合における流出土砂量は、原則として表2を標準とするが、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定められたものであること。また、開発行為の終了後、地表が安定するまでの期間は通常3年間とし、大規模な開発行為及び公共施設等の近くで実施される場合は、5年間とする。

表2

地形・地被状態		1 ha当たり年間流出土砂量
裸地	3年目まで	50m <sup>3</sup>
	3～5年目まで	20m <sup>3</sup>
草地		15m <sup>3</sup>
林地		1m <sup>3</sup>

- イ えん堤等の設置個所は、極力土砂の流出地点に近接した位置であること。
- ウ えん堤等の構造は、「治山技術基準」によるものであること。
- (9) 排水施設
- ア 排水施設の断面
- 計画流量の排水が可能になるように余裕（1.2倍以上）をみて定められている

こと。

雨水のほか土砂等の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置箇所からみて、  
いっ水による影響の大きい場合にあつては、必要に応じて上記に定めるものより  
大きく定められていること。

(7) 雨水流出量は合理式（ラショナル式）により算出されていること。

$$Q = 1 / 360 \cdot f \cdot r \cdot A$$

Q：雨水流出量（ $\text{m}^3/\text{sec}$ ）

f：流出係数

r：設計雨量強度（ $\text{mm}/\text{hr}$ ）

A：集水区域面積（ha）

(イ) 前式の適用に当たっては、次の a から c までによるものであること。

a 流出係数は、表 3 を参考にして定められていること。

b 設計雨量強度は、次の c による単位時間内の 10 年確率で想定される雨量強度とされていること。

c 単位時間は、到達時間を勘案して定めた表 3 を参考として用いられていること。

表 3

区分 地表状態	浸透能小 (山岳地)	浸透能中 (丘陵地)	浸透能大 (平地)
林地	0.6~0.7	0.5~0.6	0.3~0.5
草地	0.7~0.8	0.6~0.7	0.4~0.6
耕地	—	0.7~0.8	0.5~0.7
裸地	1.0	0.9~1.0	0.8~0.9

表 4

流域面積	単位時間	雨量強度（参考）
50ha以下	10分	130mm/hr
100ha以下	20分	100mm/hr
500ha以下	30分	80mm/hr

(ウ) 流速はマンニング式により算出されていること。この場合において、粗度係

数は表5を参考にして定められていること。

$$V = 1 / n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

V : 流速 (m/sec)

n : 粗度係数

R : 径深 (m) = A / P

A : 通水断面 (m<sup>2</sup>)

P : 潤辺 (m)

$$Q = A \cdot V$$

Q : 流量 (m<sup>3</sup>/sec)

A : 通水断面 (m<sup>2</sup>)

V : 流速 (m/sec)

表5

排水施設の種類		粗度係数 n	
素掘り	土	0.020～0.025	
	砂レキ	0.025～0.040	
	岩盤	0.025～0.035	
現場施工	セメントモルタル	0.010～0.013	
	コンクリート	0.013～0.018	
	粗石	練積	0.015～0.030
		空積	0.025～0.035
工場製品	遠心力鉄筋コンクリート管	0.011～0.014	
	コンクリート管	0.012～0.016	
	コルゲートパイプ	0.025～0.035	

イ 排水施設の構造等

- (7) 排水施設は、立地条件等を勘案して、その目的及び必要性に応じた堅固で耐久性を有する構造であり、漏水が最小限度となるよう措置されていること。
- (イ) 排水施設のうち暗渠である構造の部分には、維持管理上必要なます又はマンホールの設置等の措置が講ぜられていること。
- (ウ) 放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合には、水叩きの設置その他の措置が適切に講ぜられていること。
- (エ) 排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがない場合を除き、排水を河川等又は他の排水施設等まで導くように計画されていること。

この場合、当該河川等又は他の排水施設等の管理者の同意を得ているものであること。

(10) 洪水調節池

## 災害の発生防止に係る洪水調節池の設置

### ア 洪水調節池の容量

(ア) 洪水調節池の容量は、30年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。また、流域の地形、地質、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量が見込まれていること。

(イ) 開発行為の施行前において既に3年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量が下流における流下能力を超えているか否かを調査の上、必要があれば、この超える流量も調節できる容量であること。

(ウ) 流域の地形、地質、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量が見込まれていること。

### イ 余水吐の能力

コンクリートダムにあっては100年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムのその1.2倍以上のものであること。

### ウ 洪水調節の方式

原則として自然放流方式であること。

## (11) 太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為

### ア 自然斜面への設置

開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度のものであることを原則とした上で、太陽光発電施設を自然斜面に設置する区域の平均斜度が30度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置すること。ただし、太陽光発電施設を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、防災施設を確実に設置すること。

なお、自然斜面の平均傾斜度が30度未満である場合でも、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、必要に応じて、適切な防災施設を設置すること。

### イ 排水施設の断面及び構造等

太陽光パネルの表面が平滑で一定の斜度があり、雨水が集まりやすいなどの太陽光発電施設の特徴を踏まえ、太陽光パネルから直接地表に落下する雨水等の影響を考慮する必要があることから、雨水等の排水施設の断面及び構造については、以下のとおりとする。

#### (ア) 排水施設の断面

地表が太陽光パネル等の不浸透性の材料で覆われる箇所については、排水施設の計画に用いる雨水流出量の算出に用いる流出係数はⅡ 2 の表 3 によらず0.9から1.0までとする。

#### (イ) 排水施設の構造等

排水施設の構造等については、Ⅱ 2 (9) イの規定に基づくほか、表面流を安全に下流へ流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講ぜられていること。また、表面侵食に対しては、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置が適切に講ぜられていること及び地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置が適切に講ぜられ

ていること。

(ウ) 残置し、若しくは造成する森林又は緑地

開発行為をしようとする森林の区域に残置し、若しくは造成する森林又は緑地の面積の、事業区域（開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。）内の森林面積に対する割合及び森林の配置等は、開発行為の目的が太陽光発電施設の設置である場合は、規則第6条第13項の表によらず、以下のとおりとする。

開発行為の目的	事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
太陽光発電施設の設置	森林率はおおむね25パーセント（残置森林率はおおむね15パーセント）以上とする。	1 原則として周辺部に残置森林を配置することとし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合には原則として周辺部におおむね幅30メートル以上の残置森林又は造成森林（おおむね30メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林）を配置することとする。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。 2 開発行為に係る1か所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。

3 水害の防止（審査基準第3の3関係）

(1) 洪水調節池

水害の発生の防止に係る洪水調節池の設置

ア 洪水調節池の容量

(ア) 洪水調節容量は、当該開発行為をする森林の下流において当該開発行為に伴いピーク流量が増加することにより当該下流においてピーク流量を安全に流下させることができない地点が生ずる場合には、当該地点での30年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。また、流域の地形、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量が見込まれていること。

a 「当該開発行為に伴いピーク流量が増加する」か否かの判断は、当該下流

のうち当該開発行為に伴う流量の増加率が1%以上の範囲内とする。

b 「ピーク流量を安全に流下させることができない地点」とは、当該開発行為をする森林の流下能力からして、30年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることができない地点のうち、原則として当該開発行為による影響を最も強く受ける地点とする。

c 当該地点の選定に当たっては当該地点の河川等の管理者の同意を得ているものであること。

(イ) 流域の地形、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量が見込まれていること。

(ウ) 安全に流下させることができない地点が生じない場合には、2の(10)によること。

イ 余水吐の能力

コンクリートダムにあっては100年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムのその1.2倍以上のものであること。

ウ 洪水調節の方式

原則として自然放流方式であること。

#### 4 水の確保（審査基準第3の4関係）

(1) 審査基準第3の4(1)により導水路の設置その他の措置が講ぜられる場合には、取水する水源に係る河川管理者等の同意を得ている等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。

#### 5 環境の保全（審査基準第3の5関係）

(1) 森林又は緑地の残置又は造成

ア 森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、止むを得ず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、可及的速やかに伐採前の植生回復を図ることを原則として森林又は緑地が造成されるものであること。

イ 残置し又は造成する森林又は緑地の面積の事業区域内の森林面積に対する割合は、表6の事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合によるものとする。

ウ 残置し又は造成する森林又は緑地は、表6の森林配置等により開発行為の規模及び地形に応じて、事業区域内の周辺部及び施設等の間に適切に配置されていること。

エ 表6に掲げる開発行為の目的以外の開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、表6に準じて適切に配置されていること。

オ 次の(ア)又は(イ)に該当する場合には、表6に代えて表8に示す基準に適合するものであること。

(ア) 転用に係る保安林面積が5ha以上の場合。

(イ) 事業区域内の森林面積に占める保安林の割合が10%以上の場合。（転用に係る保安林の面積が1ha未満の場合を除く）

開発行為の目的	事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等	備考
別荘地の造成	残置森林率はおおむね60%以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> <li>1区画の面積はおおむね1,000㎡以上とし、建物敷地等の面積はそのおおむね30%以下とする。</li> </ol>	別荘地とは、保養等非日常的な用途に供する家屋等を集団的に設置しようとする土地を指すものとする。
スキー場の造成	残置森林率はおおむね60%以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> <li>滑走コースの幅はおおむね50m以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね100m以上の残置森林を配置する。</li> <li>滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は1箇所あたりおおむね5ha以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間には幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> </ol>	
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね50%以上とする。(残置森林率おおむね40%以上)	<ol style="list-style-type: none"> <li>原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林(残置森林はおおむね20m以上)を配置する。</li> <li>ホール間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林(残置森林はおおむね20m以上)を配置する。</li> </ol>	ゴルフ場とは、地方税法等によるゴルフ場の定義以外の施設であっても、利用形態等が通常のゴルフ場と認められる場合は、これに含めて取り扱うものとする。
宿泊施設、レジャー施設の設置	森林率はおおむね50%以上とする。(残置森林率おおむね40%以上)	<ol style="list-style-type: none"> <li>原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> <li>建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね40%以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。</li> <li>レジャー施設の開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね5ha以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> </ol>	<p>宿泊施設とは、ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所等専ら宿泊の用に供する施設及びその付帯施設を指すものとする。</p> <p>なお、リゾートマンション、コンドミニアム等所有者等が複数となる建築物等もこれに含め取り扱うものとする。</p> <p>レジャー施設とは、総合運動公園、遊園地、動・植物園、サファリパーク、レジャーランド等の体験娯楽施設その他の観光、保養等の用に供する施設を指すものとする。</p> <p>ゴルフ練習場は、ゴルフ場といたいたい的なものを除きこの基準による。</p>
工場、事業場の設置	森林率はおおむね25%以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ha以上の場合原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合であっても極力周辺部に森林を配置する。</li> <li>開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ha以下とし、事業区</li> </ol>	工場、事業場とは、製造、加工処理、流通等生産活動に係る施設を指すものとする。 学校教育施設、病院、廃棄物処理施設等は、この基準による。

		域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。	
住宅団地の造成	森林率はおおむね20%以上とする。 (緑地を含む)	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ha以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ha以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。	
土石等の採掘		1 原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。	

- (注) 1. 「残置森林率」とは、残置森林(残置する森林)のうち若齢林(15年生以下の森林)を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。  
2. 「森林率」とは、残置森林及び造成森林(植栽により造成する森林であって硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。)の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。  
3. 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキーヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。

(2) 造成森林については、必要に応じ植物の生育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、地域の自然的条件に適する造林用苗木規格基準以上の高木性樹木を、表7を標準として均等に分布するよう植栽する。なお、修景効果を併せ期待する造成森林にあっては、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めるものとする。

表7

	植栽本数(1ha当たり)
1m以下	3,000本
1m以上	2,000本
2m以上	1,500本
3m以上	1,000本

- (注) 1. 1m以下とは造林用苗木規格基準に適合する苗木を植栽し森林を造成する場合

(3) 住宅団地、宿泊施設等の間、ゴルフ場のホール間等で修景効果、保健休養機能の発揮等を併せ期待する造成森林については、樹種の特性、土壌条件等を勘案し、植栽する樹木の規格に応じ500~1,000本/haの範囲で植栽本数を定めることとして差し支えないものとする。

(4) 住宅団地の造成に係る「緑地」には、次に掲げるものを含めるものとする。

- ア 公園・緑地・広場
- イ 隣棟間緑地、コモン・ガーデン
- ウ 緑地帯、緑道
- エ 法面緑地
- オ その他上記に類するもの

(5) 審査基準第3の5の(2)の「周辺の植生の保全等」には、貴重な動植物の保護を含むものとする。また、「必要に応じた造成」とは、必要に応じて複層林を造成する等安定した群落を造成することを含むものとする。

表8

開発行為の目的	事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等	備考
別荘地の造成	残置森林率はおおむね70%以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として周辺部に幅おおむね50m以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> <li>2 1区画の面積はおおむね1,000㎡以上とする。</li> <li>3 1区画内の建物敷地の面積はそおおむね200㎡以下とし、建物敷その他付帯施設の面積は1区画の面積のおおむね20%以下とする。</li> <li>4 建築物の高さは当該森林の期待平均樹高以下とする。</li> </ol>	別荘地とは、保養等非日常的な用途に供する家屋等を集団的に設置しようとする土地を指すものとする。
スキー場の造成	残置森林率はおおむね70%以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として周辺部に幅おおむね50m以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> <li>2 滑走コースの幅はおおむね50m以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね100m以上の残置森林を配置する。</li> <li>3 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は1箇所あたりおおむね5ha以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間には幅おおむね50m以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> <li>4 滑走コースの造成に当たっては原則として土地の形質変更は行わないこととし、止むを得ず行う場合には、造成に係る切土量は、1haあたりおおむね1,000㎡以下とする。</li> </ol>	
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね70%以上とする。(残置森林率おおむね60%以上)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として周辺部に幅おおむね50m以上の残置森林又は造成森林(残置森林はおおむね40m以上)を配置する。</li> <li>2 ホール間に幅おおむね50m以上の残置森林又は造成森林(残置森林はおおむね40m以上)を配置する。</li> <li>3 切土量、盛土量はそれぞれ18ホールあたりおおむね150万㎡以下とする。</li> </ol>	ゴルフ場とは、地方税法等によるゴルフ場の定義以外の施設であっても、利用形態等が通常のゴルフ場と認められる場合は、これに含めて取り扱うものとする。

<p>宿泊施設、レジャー施設の設置</p>	<p>残置森林率はおおむね70%以上とする。</p>	<p>1 原則として周辺部に幅おおむね50m以上の残置森林又は造成森林を配置する。  2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね20%以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。  3 レジャー施設の開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね5ha以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね50m以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>	<p>宿泊施設とは、ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所等専ら宿泊の用に供する施設及びその付帯施設を指すものとする。  なお、リゾートマンション、 condominium等所有者等が複数となる建築物等もこれに含め取り扱うものとする。  レジャー施設とは、総合運動公園、遊園地、動・植物園、サファリパーク、レジャーランド等の体験娯楽施設その他の観光、保養等の用に供する施設を指すものとする。  ゴルフ練習場は、ゴルフ場といった目的なものを除きこの基準による。</p>
<p>工場、事業場の設置</p>	<p>森林率はおおむね35%以上とする。</p>	<p>1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ha以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね50m以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。  2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ha以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね50m以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>	<p>工場、事業場とは、製造、加工処理、流通等生産活動に係る施設を指すものとする。  学校教育施設、病院、廃棄物処理施設等は、この基準による。</p>
<p>住宅団地の造成</p>	<p>森林率はおおむね30%以上とする。  (緑地を含む)</p>	<p>1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ha以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね50m以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。  2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ha以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね50m以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。</p>	
<p>土石等の採掘</p>		<p>1 原則として周辺部に幅おおむね50m以上の残置森林又は造成森林を配置する。  2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。</p>	

- (注) 1. 「残置森林率」とは、残置森林(残置する森林)のうち若齢林(15年生以下の森林)を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。  
2. 「森林率」とは、残置森林及び造成森林(植栽により造成する森林であって硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。)の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。  
3. 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキーヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。

6 太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為についての配慮事項

(1) 住民説明会の実施等

太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為については、防災や景観の観点から、地域住民が懸念する事案があることから、開発者は、林地開発許可の申請の前に住民説明会の実施等地域住民の理解を得るための取組の実施について配慮すること。特に、採光を確保する目的で事業区域に隣接する森林の伐採を要求する開発者と地域住民の間でトラブルが発生する事案があることから、開発者は、採光の問題も含め、長期間にわたる太陽光発電事業期間中に発生する可能性のある問題への対応について、住民説明会等を通じて地域住民と十分に話し合うよう配慮すること。

(2) 景観への配慮

太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為をしようとする森林の区域が、市街地、主要道路等からの良好な景観の維持に相当の悪影響を及ぼす位置にあり、かつ、設置される施設の周辺に森林を残置し又は造成する措置を適切に講じたとしてもなお更に景観の維持のため十分な配慮が求められる場合にあっては、開発者は太陽光パネルやフレーム等について地域の景観になじむ色彩等にするよう配慮すること。